

11月

「ちば国保月間」です



国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

皆さんの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と、大切な財源である『国民健康保険税』の期限内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化にご協力ください



医療費は年々増加傾向にあります、このまま医療費が増え続ければ、ご加入している皆さんの国民健康保険税の負担が重くなりかねません。医療費の伸びを抑制できれば、加入者の方の負担を抑えることもつながります。まずは、ご自身の医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

整骨院や接骨院での
施術について



保険診療の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。(下図参照)

施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用になるかどうかを正しく理解した上で、施術を受けましょう。

市では、医療費の適正な支出のため、一部の方に施術内容、負傷原因等の受診照会を行っています。

日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合はご自身でご記入の上、回答にご理解とご協力をお願いします。

なお、受診照会は専門業者に委託して実施しています。「委託先・株式会社 大正オーデイト」

保険診療の「対象となる場合」

・骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）の施術を受けたとき

なお、骨折および脱臼は、緊急の手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

保険診療の「対象とならない場合」

- ・日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・腰痛・体調不良
- ・捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
- ・スポーツや仕事などによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- ・脳疾患後遺症などの慢性的な症状
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付になります）など

施術を受けるときの

注意点について

・負傷原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのか伝えてください。負傷原因が労働災害の場合は対象になります。また、交通事故等による場合は届出が必要です。

・療養費支給申請書をよく確認し、必ず自分で記入または押印をしてください

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が柔道整復師に請求を委任する書類です。記入する場合は、傷病名・日数・金額等をよく確認しましょう。白紙に署名したり、印鑑を渡すことは、間違った請求になるおそれがあります。

・領収証を必ずもらいましょう
領収証は、確定申告で医療費控除を受ける際に必要となるので、大切に保管してください。

・治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、他の要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

ジェネリック(後発)医薬品の
利用を検討してみよう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売されるもので、新薬とほぼ同等の効き目をもち、厚生労働省に認められた低価格な薬です。薬の種類によってはジェネリック医薬品がない場合もありますので、希望される方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

市では、国保に加入している方の負担軽減と医療費の削減につながることを目的として『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』を一部の方に送付します（平成25年12月予定）。これは、現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方に、切り替えを検討していただく一つの判断材料としてご活用いただくための通知です。

お問い合わせは、
市国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)16000へ。